

# リアリスティック一発合格松本基礎講座

—松本 雅典—

追っかけチャレンジコース

2020年度対策 民法改正(暫定)に対応  
**司法書士**  
リアリスティック一発合格  
松本基礎講座

絶対に受かりたい受験生に  
絶対に受からせたい講師が  
講師自身が受験界最速で合格した方法論を提供する講座

民法1 民法2 民法3  
民法4 民法5 民法6  
民法7 民法8 民法9  
民法10 民法11 民法12  
民法13 民法14 民法15  
民法16 民法17 民法18  
民法19 民法20 民法21  
民法22 民法23 民法24  
民法25 民法26 民法27  
民法28 民法29 民法30  
民法31 民法32 民法33  
民法34 民法35 民法36  
民法37 民法38 民法39  
民法40 民法41 民法42  
民法43 民法44 民法45  
民法46 民法47 民法48  
民法49 民法50 民法51  
民法52 民法53 民法54  
民法55 民法56 民法57  
民法58 民法59 民法60  
民法61 民法62 民法63  
民法64 民法65 民法66  
民法67 民法68 民法69  
民法70 民法71 民法72  
民法73 民法74 民法75  
民法76 民法77 民法78  
民法79 民法80 民法81  
民法82 民法83 民法84  
民法85 民法86 民法87  
民法88 民法89 民法90  
民法91 民法92 民法93  
民法94 民法95 民法96  
民法97 民法98 民法99  
民法100

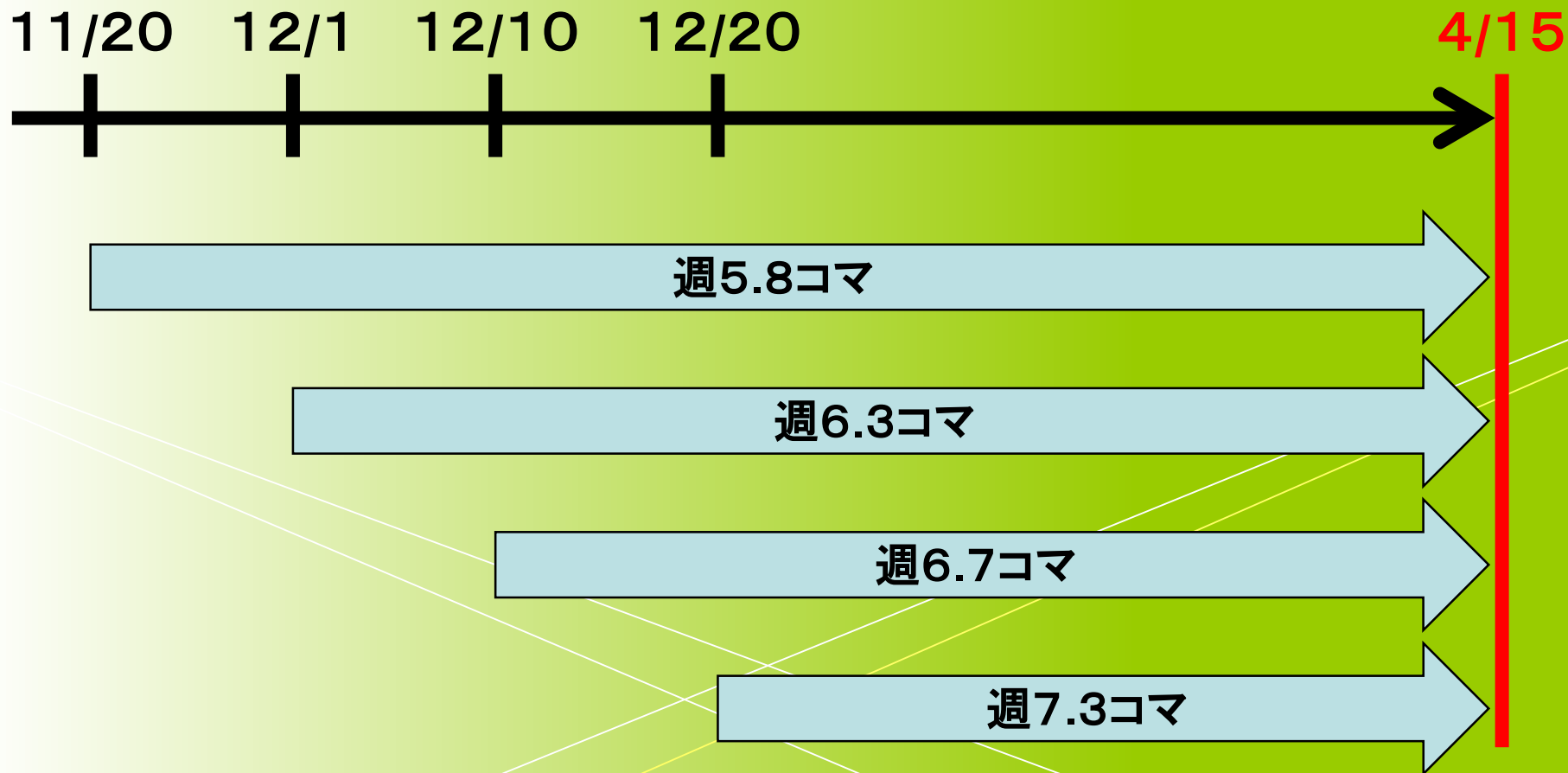
Realistic

辰巳法律研究所  
<http://www.tatsumi.co.jp/>

[www.jpapourco.jp/](http://www.jpapourco.jp/)  
辰巳法律研究所

**間に合うのか？**

# 講義視聴期間



# 1コマの講義について行うこと

- ① 予習 : 10分  
見出し・小見出しの確認
- ② 講義視聴 : 3時間30分
- ③ 復習1 — テキスト(イン重視) : 2時間
- ④ 復習2 — 過去問 : 2時間
- ⑤ 復習3 — テキスト(アウト重視) : 1時間
- ⑥ 追っかけ復習 : 残り時間全て

---

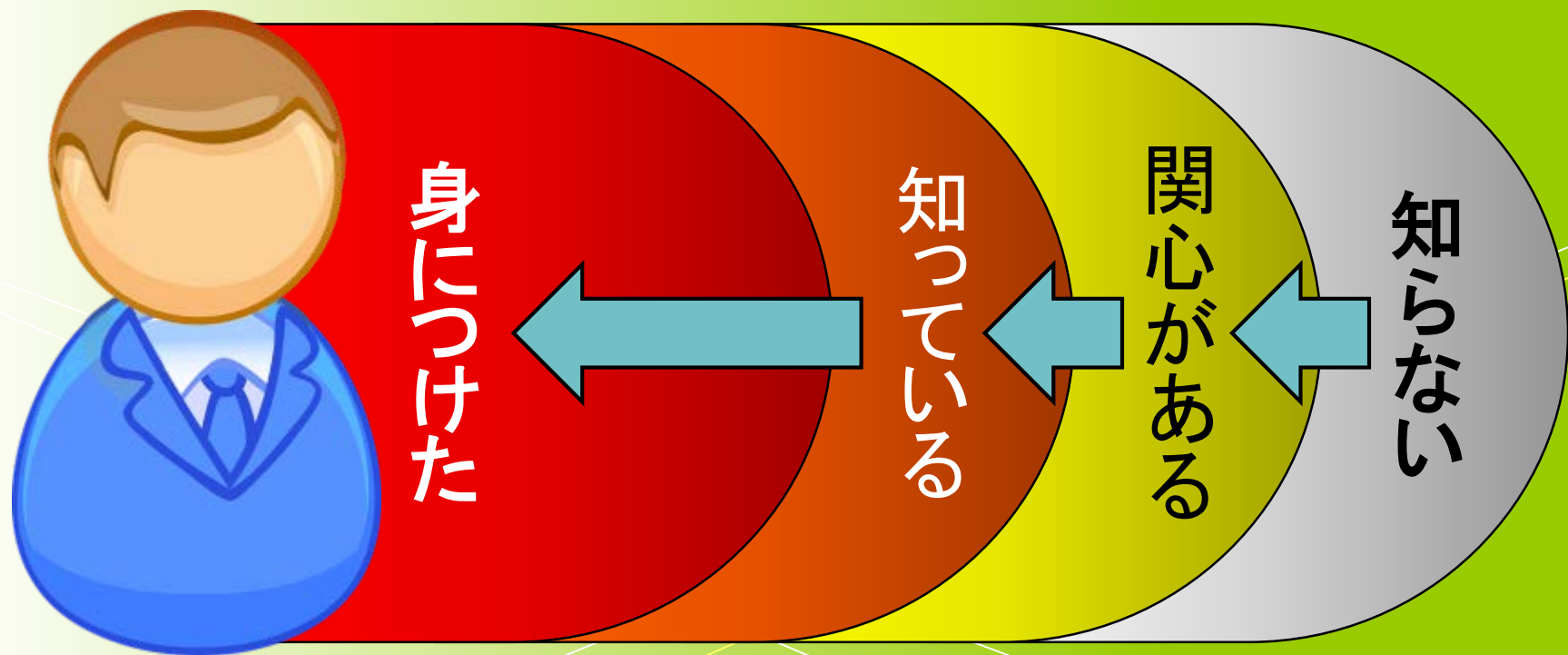
$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} + \textcircled{5} = \text{約}8.5\text{時間}$$

# 専業・兼業・初学者・中上級者

	専業	兼業
初学者		
中上級者		

# 知的好奇心の4段階構造

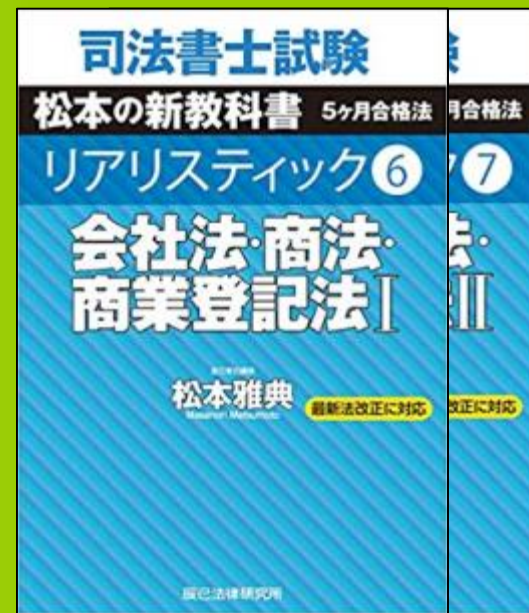
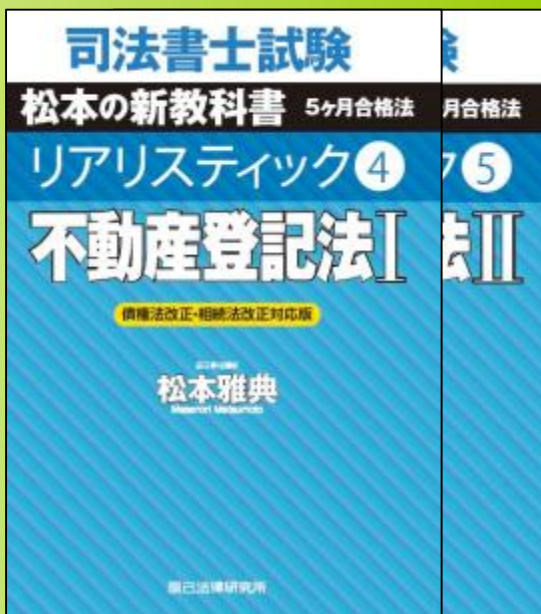
# 4段階構造



# 効率的な学習



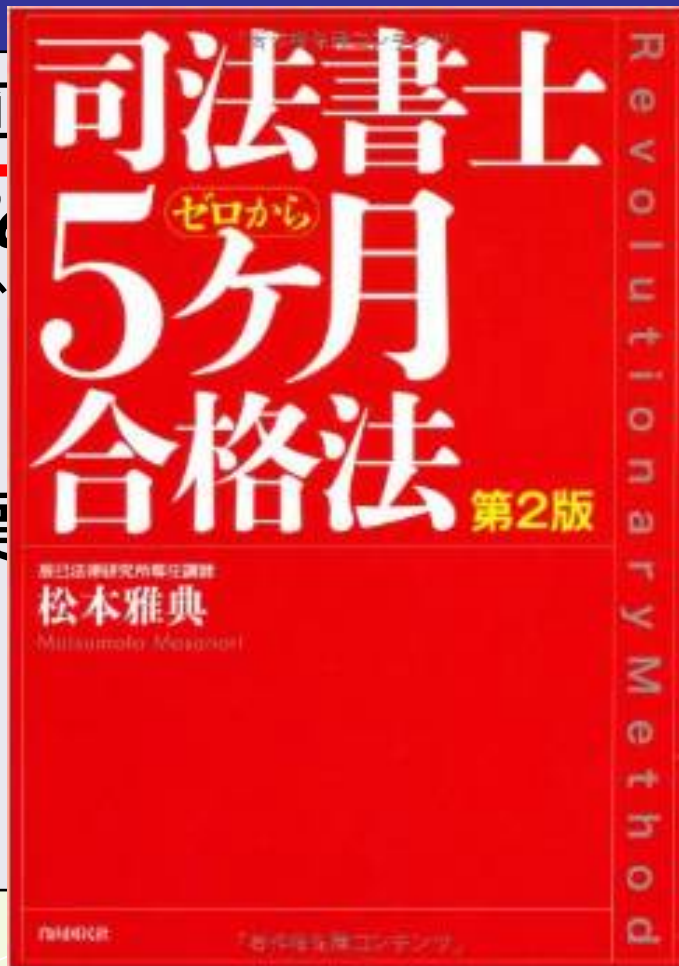
# テキスト



# 記憶量の減少

## 『司法書士5ヶ月合格法』

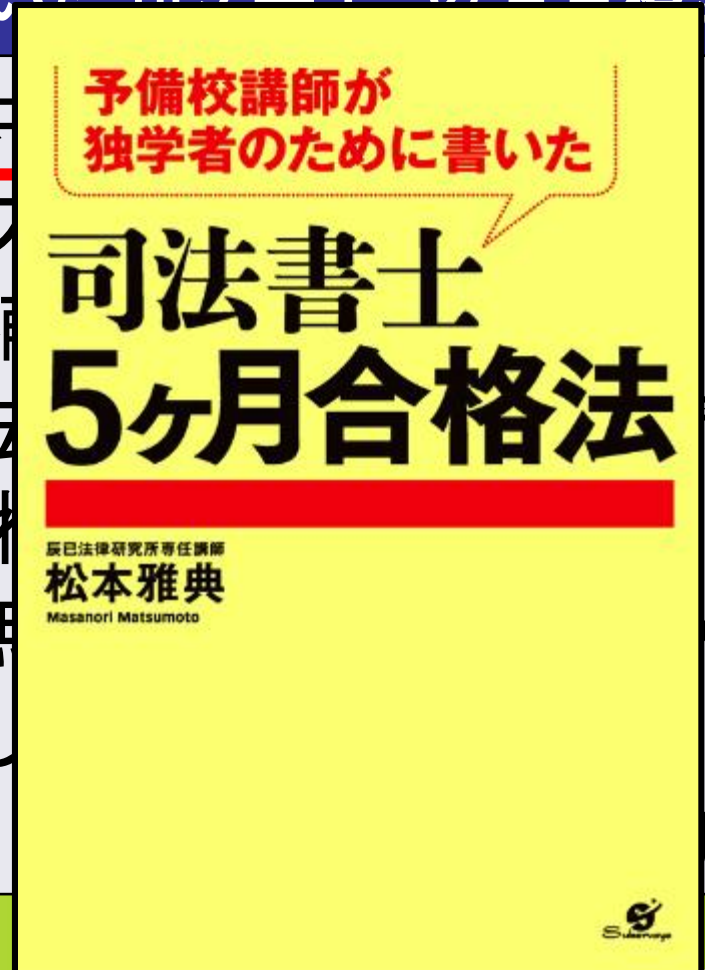
- ・算
- ・R
- ・ゴ
- ・こ
- ・漢



法  
法  
etc.

## 『予備校講師が独学者のために書いた司法書士5ヶ月合格法』

- ・共
- ・欠
- ・補
- ・法
- ・無
- ・し



法  
etc.

# 算数的 *Recollect* 法①

Realistic rule

← 理系の発想

抵当権の処分において、債務者、設定者、その他の担保権者(ex. 中間の抵当権者)の同意は不要です。つまり、抵当権の処分の当事者以外の者の同意は不要です。

(『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅱ [物権]』P279)

# 算数的 *Recollect* 法②

原則と例外

← 文系の発想

## 【無権代理と相続の考え方】

(原則)

無権代理行為をした者 → 追認を拒絶できません

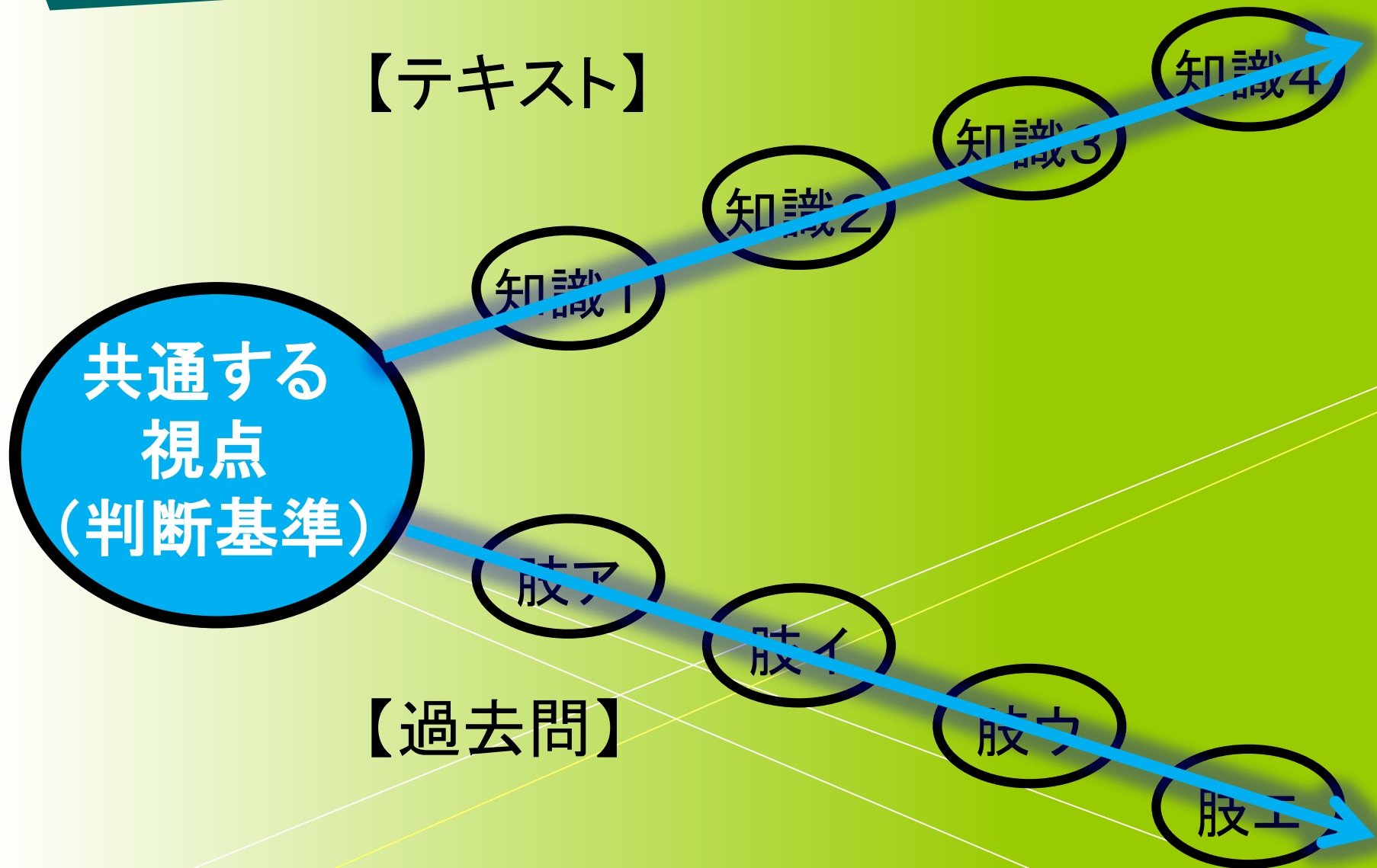
無権代理行為をしていない者 → 追認を拒絶できます

(例外)

無権代理人を相続した者がさらに本人を相続した場合

(『司法書士試験 リアリスティック民法 I [総則]』P175～176)

# 共通する視点(判断基準)①



## 共通する視点(判断基準) ②

『have』 = 何かを自分の  
テリトリー内に  
持っている

【『have』の意味はいろいろあるの？】

- I have a bag.
- I had a good time.
- I have to go to a school.
- I have passed the exam.

## 共通する視点(判断基準)③

実の親(およびその他の血族)との縁が切れたことが、特別養子にできる限りわからないように

(『司法書士試験 リアリスティック民法Ⅲ[債権・親族・相続]』P449)

### 【特別養子成立の要件】

- (原則) 養親は25歳以上(民法817条の4本文)
- (原則) 養子は6歳未満(民法817条の5本文)
- (原則) 夫婦がともに養親となる必要あり  
(民法817条の3第2項本文)
- 一方の普通養子でも夫婦がともに養親となる必要あり(民法817条の3第2項ただし書)

**本当のアウトプットとは？**



# インプットとアウトプット

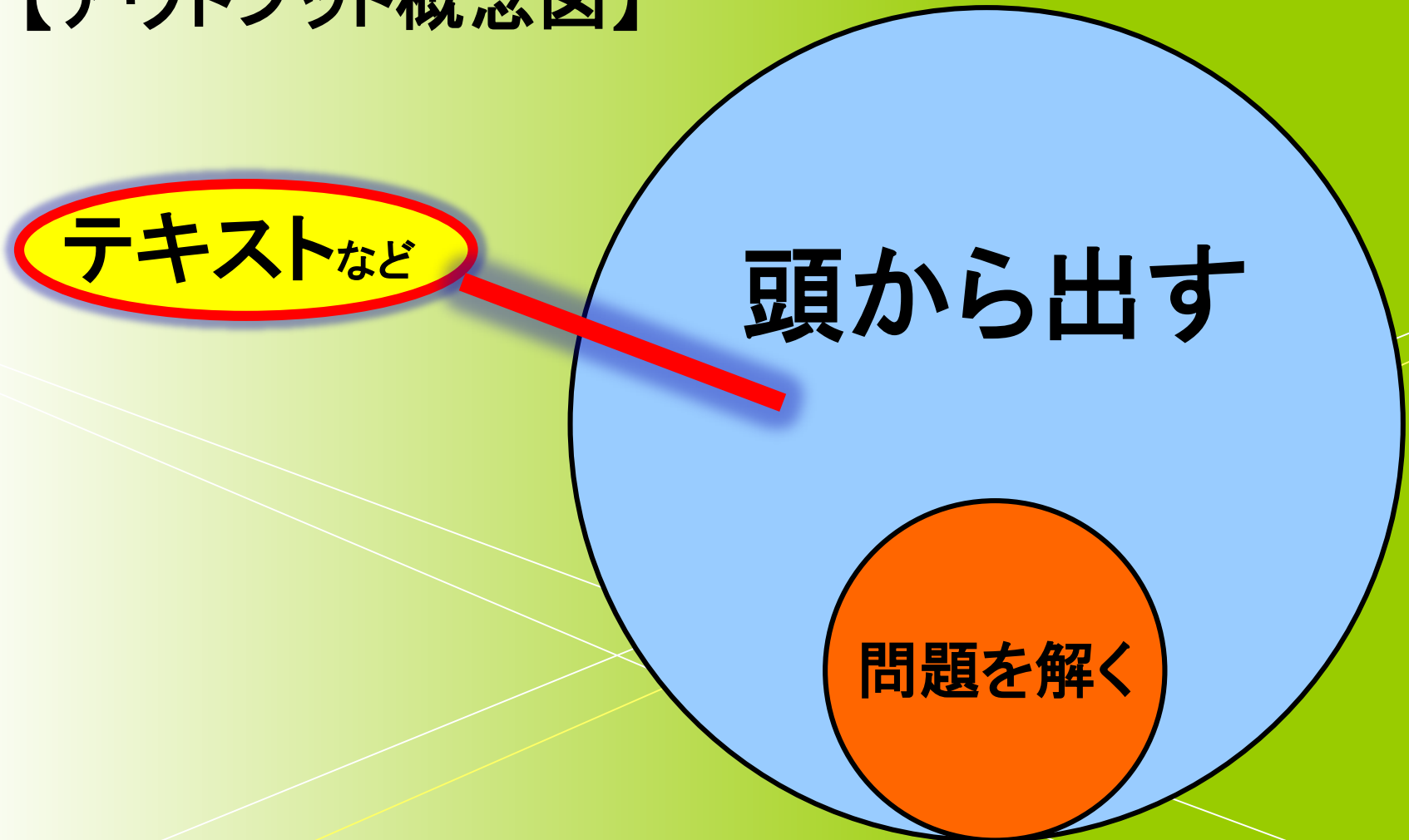
**Input: 入力する**      **→**      **頭に入れる**

**Output: 出力する**      **→**      **頭から出す**

~~問題を解く~~

# アウトプット格差

## 【アウトプット概念図】



# テキストでアウトプットの具体例

【問題形式(設例など)でない箇所】

アウトプット①

1 定款変更

1. 決議要件

定款変更には、原則として株主総会の特別決議が必要である(会社法466条, 309条2項11号)。

アウトプット②

# フォロー制度

## 【NO.12】

※アの根拠は、P52です。P52の「双方善意を探せ」を思い出してください。契約が影響を受けないためには、契約当事者の双方が善意である必要があります。契約当事者の双方が善意ならば、ひょっこり帰ってきた失踪者などを犠牲にする正当な理由があるといえるからです。本肢は、契約当事者のうち、Cが悪意ですので、双方善意ではありません。

※イの根拠は、P45です。

※ウの根拠は、P49です。失踪宣告を受けた者も、失踪先で権利能力を奪われるわけではありません。

※エの根拠は、P45～46です。

※オの根拠は、P53です。

## 【NO.14】1

「まだ講義で触れていない知識」または「テキスト未掲載の知識」は、上記のように「【NO.14】1」などと表示します。

※1は、まだ講義で触れていない知識です。ⅢのテキストP374で扱います。

※2ですが、P48のiから考えてください。死亡したものとみなされるのは「(7年の)失踪期間満了時」ですから、それより前にはAはBの財産について何の権利もありません。

※3の根拠は、P50です。失踪宣告の取消しは、家庭裁判所が取り消すことによって始めて効力を生じます。

# 体験講義・ガイダンス

司法書士試験超短期合格法研究ブログ／松本の無料動画

[https://sihousyosisikenn.jp/shihousyoshishikenn\\_muryoudouga](https://sihousyosisikenn.jp/shihousyoshishikenn_muryoudouga)

## ①民法

- ・民法の全体像①②(ガイダンス5・6) 計3時間
- ・民法第1回講義 3時間

## ②不動産登記法

- ・不動産登記法の全体像(ガイダンス8) 3時間
- ・不動産登記法第1回講義 3時間

## ③会社法・商業登記法

- ・導入講義 会社法・商業登記法の全体像(ガイダンス9) 3時間
- ・会社法・商業登記法第1回講義 3時間

cf. 開講直前ガイダンス「効果的な授業の受け方～」 1時間30分